

大阪市告示第743号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年6月2日（月）から 同月3日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年6月5日（木）から 同月6日（金）まで	
	令和7年6月9日（月）から 同月10日（火）まで	
	令和7年6月12日（木）から 同月13日（金）まで	
	令和7年6月16日（月）から 同月17日（火）まで	
	令和7年6月19日（木）から 同月20日（金）まで	
	令和7年6月23日（月）から 同月24日（火）まで	
	令和7年6月26日（木）から 同月27日（金）まで	
	令和7年6月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）